

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和 7 年 8 月 8 日受付分)

特定非営利活動法人
丹波まちづくりプロジェクト

縦覧期間

令和 7 年 8 月 8 日 (金) から
令和 7 年 8 月 22 日 (金) まで

特定非営利活動法人丹波まちづくりプロジェクト定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人丹波まちづくりプロジェクトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県丹波市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に丹波市とその近辺で、お互いを尊重する中での多様性を認め合うコミュニティづくり・丹波の自然を守り・地域の自立のもと共生し、困りごとの解決へつながる事業を行い、地域共生社会を創造することに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域とつながり、よりそい続けるために必要な事業
- (2) 地域の困りごとや悩みの解決・解消につながる事業
- (3) 地域のつながりを広げるためのイベント・ツアーなど交流に関する事業
- (4) 地域の見守り強化に関する事業
- (5) 地域支援に対する取り組みや成果の発信に関する事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体を正会員とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下。
 - (2) 監事 1人又は2人。
- 2 理事のうち、1人を代表理事とし、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び幹事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) 会員の除名
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 役員の報酬
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (9) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（定足数）

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 3 前2項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

(顧問)

第40条 この法人に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は代表理事の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定める。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予算の追加及び更正）

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代 表 理 事	由良 ゆかり
副代表理事	大西 ひろ美
理 事	今井 博子
監 事	吉田 賢一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、設立当初の年会費は、成立の月から年度末までの月割の額とする。

(1) 正会員	個人	団体
入会金	0円	0円
年会費	1,000円	2,000円

役員名簿

特定非営利活動法人丹波まちづくりプロジェクト

役 名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	ゆら ゆかり 由良 ゆかり		無
理 事 (副代表理事)	おおにし ひろみ 大西 ひろ美		無
理 事	いまい ひろこ 今井 博子		無
監 事	よしだ けんいち 吉田 賢一		無

設立趣旨書

1 趣 旨

会を立ち上げることになった社会的な要因や背景、解決すべき問題点を記述

【社会的な要因や背景】

固定的性別役割意識や性によるきまりごとがあり、生きづらさがある。
地域環境・自然環境の変化もあり、地域経済循環や丹波の自然も変化しつつある。
コロナ禍で住民の交流が絶たれたコロナが収束しても、コロナ以前のような交流が難しい。
行政に気軽に相談しづらい。ボランティアの減少。

【解決すべき問題点】

その人らしい生き方、考え方が尊重される、性別に決められることなく自分らしさで選べる社会、自立の中に互いに手を差し伸べ、助け合いながら自分らしさを存分に発揮して生きる社会になるようにどうすればよいか。

自然豊かな地域を守る意識を持つにはどうすれば良いか。

誰にどこに相談すればよいのかわからない。つながりや交流はどうすれば良いのかわからない。

上記をうけて、会の設立や活動内容（どういった活動をしてきたか、今後は活動をするつもりか）を記述

【どういった活動をしてきたか】

人権（あなたの参画が多様性を認め合うコミュニティづくりの輪へ）・環境（あなたの余剰を分かち合うやさしさが丹波の自然をまもる輪へ）・共生（あなたの能力を少しサービスすることで地域の自立と共生の輪へ）を3つの柱として地域共生社会を目指して活動。

具体的には、地域通貨「未杜」を発行して地域住民が「未杜」交換して、人と人をつなげ、多世代交流を増やすことにより信頼関係を築き、人権・環境・共生の大切さを啓発し、相談にも応じた。

地域通貨「未杜」は名刺カードに交換「未杜」と内容などを記入する。
デジタル未杜も利用可能とする。井戸端交流し交流新聞を発行。

【今後は活動をするつもりか】

ダイバーシティーの社会を実現のためにも人と人の望ましいつながり関係こそが基本になる。関係づくりのために地域通貨「未杜」をツールとして「あたたかい豊かな地域共生社会の創造」を目指す。今後は、多くの人の積極的な地域通貨「未杜」の利用によって自分の力を発揮し、互いにつながりを持つ。さらに地域資源開発をし、アウトリーチにも努める。様々な相談にも応じて解決へつながる事業を努める。地域通貨「未杜」を利用不都合な方にも当法人を利用可能とする。

なぜ特定非営利活動法人化が必要なのか、任意団体での活動の限界性や法人化の必要性を記述

今回、法人として申請するに至ったのは、任意団体として実践してきた活動や事業をさらに地域に定着させて、社会的にも認められた公的な組織で社会貢献したいと考えた。

また当団体の活動が非営利で、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えた。

上記から法人化によって、さらにどのような社会貢献ができるのか、法人化による発展の展望等を記述

【さらにどのような社会貢献ができるのか】

法人化によってもすぐに信頼性が高まるとは思えない。地道な活動の継続が必要である。地域が豊かになるためには、人々の潜在能力が発揮される社会のあり方を考えることも重要である。地域通貨は人々の隠された能力発揮の機会をつくり、コミュニティ全体を豊かにするツールであると考ええる。豊かなコミュニティを造るという社会貢献である。

【法人化による発展の展望】

組織を発展、確立することができ、交流しつながりがあり生きる喜びを多くの人が感じる地域共生社会へつながる。住民を孤立させないよう、行政ばかりを頼るのではなく住民からもサポートできる地域力ができる。住民の、住民のための、地域共生社会の実現を認識し、次世代へと引き継げるよう活動したい。

2 申請に至るまでの経過

- | | |
|-------------|---|
| 2001 年 7 月 | 「新しいコミュニティを創造する会」を立ち上げ地域通貨「未杜」を発行し流通させ 4 か月に一度「未杜新聞」発行。また様々なイベントを企画。月一回は未杜井戸端会議を開催して、地域課題の掘り起こしや人材発掘に努める。 |
| 2004 年 10 月 | 「NPO 法人丹波まちづくりプロジェクト」として認証される。引き続き、地域通貨「未杜」をツールとして人権・共生・環境を考慮しつつあたたかいコミュニティの創造する事業を展開。 |
| 2018 年 | 「NPO 法人丹波まちづくりプロジェクト」解散。
解散後も継続して活動したいという声があり元「NPO 法人丹波まちづくりプロジェクト」の元会員により小規模ながらも地域通貨「未杜」の流通やコミュニティづくりを続行。交流新聞も発行。 |
| 2024 年 12 月 | 会員間で、法人として復活して人権・環境・共生をテーマに地域通貨「未杜」を介して交流を継続して地域づくりに社会貢献したい意志を確認。法人の名前を以前の丹波まちづくりプロジェクトを使用することを確認。 |
| 2025 年 6 月 | 設立総会開催 |

2025 年 6 月 18 日

特定非営利活動法人丹波まちづくりプロジェクト
設立代表者

氏名 由良 ゆかり

2025 年度事業計画書

特定非営利活動法人丹波まちづくりプロジェクト

1. 基本方針

住民同士の交流の場を作り、人権・環境・共生を柱に地域共生社会実現に努める事業を展開。そのためのツールとして地域通貨「未杜」を利用して、お互いあたたかなやりとりをして、安心安全な持続可能な地域社会を意識し、地域資源の開発、アウトリーチに努める。そのためには、地域通貨「未杜」の利用促進事業や困りごとを気軽に話せる機会を作る。住民による住民の相談窓口。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数	実施場所	受益対象者及 び予定人数	収益見込 (円)
(1) 地域とつながり、よりそい続けるために必要な事業	・チラシを作製して設置 や事業説明会 ・地域通貨「未杜」の交換のコーディネートと 会員募集	必要な時常 時	事務所や市 民プラザ他	1名から	0
(2) 地域の困りごとや悩みの解決・解消につながる事業	・子育て、病気...悩み相談会	要予約で開 催	事務所や市 民プラザ他	1名から	300 又は 参加費は 地域通貨 で支払う
(3) 地域のつながりをひろげるためのイベント・ツアーなど交流に関する事業	・映画上映会 認定 NPO 法人「てんび ん」との連携、活動紹介等	1 1 月頃・ 1 回	市民プラザ 他	20 名	10,000
(4) 地域の見守り強化に関する事業	・未杜カフェ（人生の転機、大切にしてきたこと等ゲストを招き語り、交流し地域資源の開発やアウトリーチ・見守り）	2 回	事務所や市 民プラザ他	各回 3 名から	300 又は 地域通貨 で支払う
(5) 地域支援に対する取り組みや成果の発信に関する事業	・未杜新聞の発行（地域通貨「未杜」の利用状況や活動のお知らせ、報告）	4 か月に 1 回	会員のお店 や住民セン ター等に設 置	配布数は 50 ～100 部・HP 掲載	0

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 4 月
- ②理事会 年 6 回

(2) 事務局体制

事務局長：由良 ゆかり 事務局スタッフ：大西ひろ美 今井博子

2026 年度事業計画書

特定非営利活動法人丹波まちづくりプロジェクト

1. 基本方針

住民同士の交流の場を作り、人権・環境・共生を柱に地域共生社会実現に努める事業を展開。そのためのツールとして地域通貨「未杜」を利用して、お互いあたたかなやりとりをして、安心安全な持続可能な地域社会を意識し、地域資源の開発、アウトリーチに努める。そのためには、地域通貨「未杜」の利用促進事業や困りごとを気軽に話せる機会を作る。住民による住民の相談窓口。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数	実施場所	受益対象者及 び予定人数	収益見込 (円)
(1) 地域とつながり、よりそい続けるために必要な事業	・チラシを作製して設置や事業説明会 ・地域通貨「未杜」の交換のコーディネートと会員募集	必要な時常時	事務所や市民プラザ他	1名から	0
(2) 地域の困りごとや悩みの解決・解消につながる事業	・子育て、病気...悩み相談会	要予約で開催	事務所や市民プラザ他	1名から	300 又は参加費は地域通貨で支払う
(3) 地域のつながりをひろげるためのイベント・ツアーなど交流に関する事業	・子どもへの暴力防止啓発イベント	春か秋に1回から	市民プラザ他	5名から	500 又は地域通貨
(4) 地域の見守り強化に関する事業	・未杜カフェ（人生の転機、大切にしてきたこと等ゲストを招き語り、交流し地域資源の開発やアウトリーチ・見守り）	2回	事務所や市民プラザ他	各回3名から	300 又は地域通貨で支払う
(5) 地域支援に対する取り組みや成果の発信に関する事業	・未杜新聞の発行（地域通貨「未杜」の利用状況や活動のお知らせ、報告）	4 か月に 1 回	会員のお店や住民センサー等に設置	配布数は 50 ～100 部・HP 掲載	

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 4月
- ②理事会 年6回

(2) 事務局体制

事務局長：由良 ゆかり 事務局スタッフ：大西ひろ美 今井博子

2025年度活動予算書

成立の日から2026年 3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額		
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	10,000	10,000		
2. 受取寄付金				
受取寄付金	100,000	100,000		
3. 受取助成金等				
受取地方公共団体助成金	0			
受取民間助成金	0	0		
4. 事業収益				
チラシ作成して設置や事業説明会	0			
子育て、病気...悩み相談	300			
未杜カフェ	300			
映画上映会	10,000			
未杜新聞発行	0	10,600		
5. その他収益				
受取利息	0			
雑収益	0			
経常収益計				120,600
II 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
人件費計	0			
(2) その他経費				
講師謝金	10,000			
宣伝広告費	5,000			
印刷費	3,000			
消耗品費	5,000			
会場費	5,000			
通信費	5,000			
保険料				
会議費				
その他経費計	33,000			
事業費計		33,000		
2. 管理費				
(1) 人件費				
給与手当				
法定福利費				
人件費計	0			
(2) その他経費				
消耗品費	5,000			
印刷費				
通信費				
旅費交通費				
光熱水費				
保険料				
会議費				
租税公課				
その他経費計	5,000			
管理費計		5,000		
経常費用計				38,000
当期正味財産増減額				82,600
設立時正味財産額				0
次期繰越正味財産額				82,600

2026年度活動予算書
2026年 4月1日から2027年3月31日

(単位:円)

科 目		金 額		
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	20,000			
賛助会員受取会費	0			
2. 受取寄付金				
受取寄付金	10,000	30,000		
3. 受取助成金等				
受取地方公共団体助成金	0			
受取民間助成金	0		0	
4. 事業収益				
チラシ作成して設置や事業説明会	0			
子育て、病気...悩み相談	300			
未杜カフェ	300			
子どもへの暴力防止啓発イベント	500			
未杜新聞発行	0	1,100		
5. その他収益				
受取利息	0			
雑収益	0		0	
経常収益計				31,100
II 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
人件費計	0			
(2) その他経費				
講師謝金	10,000			
宣伝広告費	4,000			
印刷費	4,000			
消耗品費	4,000			
会場費	4,000			
通信費	7,000			
保険料				
会議費				
その他経費計	33,000			
事業費計		33,000		
2. 管理費				
(1) 人件費				
給与手当				
法定福利費				
人件費計	0			
(2) その他経費				
消耗品費	5,000			
印刷費				
通信費				
旅費交通費				
光熱水費				
保険料				
会議費				
租税公課				
その他経費計	5,000			
管理費計		5,000		
経常費用計			38,000	
当期正味財産増減額				△ 6,900
前期繰越賞味財産額				82,600
次期繰越正味財産額				75,700